

第9回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成29年10月25日(水) 午前9時00分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(12名)

1番 住田 哲也	7番 佐々木 康二
2番 朴谷 和夫	8番 太田 正人
3番 豊田 孝行	9番 舟山 仁志
4番 溝渕 康裕	11番 窪 郁夫
5番 杉山 央	12番 坂口 啓郎
6番 木下 和夫	13番 氏家 知身
5. 欠席委員(1名) 10番 富永 学
6. 議事日程
 - 報告第7号 農地法第18条第6項について
 - 議案第31号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 - 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - 議案第33号 土地の現況証明書の交付について
 - 議案第34号 あっせんの申出者について
 - 議案第35号 農用地利用配分計画(案)に係る意見についてその他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堤 裕一
事務局次長	室屋 尚弘
事務局係長	佐藤 公紀
8. 会議の概要

- 局長：出席予定のみなさんが揃いましたので、ご起立願います。礼。
- 議長：それでは只今より、平成29年第9回農業委員会総会を開会いたします。みなさんにおかれましては稲刈り等で大変お疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。稲刈りの方はだいたい終了したと思えますけど、若干大豆の方が残っているのではないかと聞いております。
- 議長：本日の会議録署名委員は、議席3番、豊田委員、議席4番、溝渕委員にお願いいたします。また、10番、富永委員より欠席の連絡がありました。ただいまの出席委員は12名で、定足数であります。それでは局長から本日の議事日程について説明して下さい。
- 局長：はい、1ページをお開き願います。本日の議事日程は、報告第7号、農地法第18条第6項について9件、議案31号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について3件、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について9件、議案第33号、土地の現況証明書の交付について2件、議案第34号、あっせんの申出者について3件、議案第35号、農用地利用配分計画(案)に係る意見について、2件、及びその他でございます。以上、よろしくご審議願います。
- 議長：それでは議事に入ります。2ページをお開き下さい。報告第7号、農地法第18条第6項について、事務局より説明して下さい。
- 次長：はい、報告第7号、農地法第18条第6項について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので報告する。平成29年10月25日提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積、合計〇〇,〇〇〇㎡、第三者へ賃貸のための解約です。
番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、後ほど審議されます、あっせん申出のための解約です。
番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、後ほど審議されます、あっせん申出のための解約です。
番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下7番まで借主同じ、地番〇〇〇番〇の内、地目、田、面積〇〇,〇〇〇㎡。
番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇、地目、田、面積〇〇,〇〇〇㎡。
番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆、田、〇〇〇〇番〇の内、畑、面積、合計〇〇,〇〇〇㎡。
番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積〇〇,〇〇〇㎡、後ほど審議されます、後継者移譲のための解約です。
続きまして3ページ、番号8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積、

合計〇〇,〇〇〇㎡、後ほど審議されます、あっせん申出のための解約です。

番号 9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積、合計〇〇,〇〇〇㎡、自ら耕作するための解約です。以上です。

氏家会長： 只今、事務局より農地法第 18 条第 6 項の合意解約通知のあった 1 番から 9 番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありませんか。

委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、1 番から 9 番について報告とさせていただきます。続きまして、4 ページの議案第 31 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について審議をいたします。事務局より使用貸借の 1 番について説明をしてください。

次長： はい、議案第 31 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。平成 29 年 10 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名。

使用貸借、番号 1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、地番、〇〇〇番〇〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇〇、外〇筆、田、〇〇〇〇番〇、畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、作付〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、経営移譲、本申請箇所は、6 ページ及び 7 ページの箇所でありまして、お父さんの〇〇氏が来月、65 歳を迎えるため、息子の〇〇氏へ経営移譲するものであります。〇〇氏は現在〇〇歳、農業後継者として就農から 3 年が経過しております。すべての農地を利用し、機械、労働、技術地域との関係を見ても問題はなく、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長： ただいま 1 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。使用貸借の 1 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。議案第 31 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の 1 番については、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、使用貸借の 2 番、3 番について事務局より説明をして下さい。

次長： 使用貸借、番号 2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇〇番、外〇筆、畑、面積合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、作付〇〇〇.〇a、申請理由は、相続農地の処分であります。申請箇所は、8 ページから 10 ページの箇所でありまして、お父さんの〇〇氏が相続した農地をすでに経営移譲している息子の〇〇氏に使用貸借するものです。〇〇氏は現在〇〇歳、農業後継者として就農から 14 年が経過、〇〇氏から経営移譲を受けてから 4 年が経過してござい

す。すべての農地を利用し、機械、労働、技術地域との関係を見ても問題はなく、許可要件をすべて満たしていると考えます。続けて5ページ番号3につきましても借主及び申請理由が同じでありますので、続けてご説明申し上げます。使用貸借、番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇〇筆、計〇〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆、田、〇〇〇〇番〇、畑、面積合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、作付〇.〇a、申請理由は、相続農地の処分であります。申請箇所は、11ページの箇所でありまして、お母さんの〇〇氏が相続した農地をすでに経営移譲している息子の〇〇氏に使用貸借するものです。借主の〇〇氏につきましても、2番でご説明しましたとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長： ただいま2番と3番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。使用貸借の2番、3番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。議案第31号、農地法第3条の規定に基づく許可申請の2番、3番については、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、12ページの議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について審議いたします。利用権設定の新規、1番と2番について事務局より説明をして下さい。

次議長： はい、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第7回）の決定について審議を求める。平成29年10月25日提出、当麻町農業委員会会長名、利用権設定の新規、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、札幌市、公益財団法人北海道農業公社、理事長、竹林孝、地番〇〇〇〇番〇外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は10年、申請理由は、農地中間管理機構へ貸出のためであります。

番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、札幌市、公益財団法人北海道農業公社、理事長、竹林孝、地番〇〇〇〇番〇外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇.〇a、契約期間は10年、申請理由は、農地中間管理機構へ貸出のためであります。以上です。

議長： ただいま利用権設定の1番と2番について説明がありました。農地中間管理機構への貸出し案件ですが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。利用権設定の1番、2番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 32 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について利用権設定の 1 番と 2 番について原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の新規、3 番から 9 番について事務局より説明をして下さい。

次 長： はい、利用権設定の新規、番号 3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下 6 番まで借主同じ、地番〇〇〇番〇の内、地目、田、面積〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は、借主が経営移譲を受けたためです。

以降、番号 6 番まで借主が、〇〇〇〇であることから、貸主及び対象農地についてのみご説明申し上げます。申請箇所については、15 ページの箇所になります。

番号 4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は 10 年です。

番号 5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆、田、〇〇〇〇番〇の内、畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は 10 年です。

番号 6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は 10 年です。

続きまして 13 ページご覧願います。番号 7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 5 年、申請理由は、相手方の要望です。申請箇所については、17 ページの箇所になります。

番号 8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇、外〇筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は、相手方の要望です。申請箇所については、18 ページの箇所になります。

番号 9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目、田、面積〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 7 年、申請理由は、相手方の要望です。以上です。

議 長： ただいま利用権設定の 3 番から 9 番について説明がありましたが、この件

について何かご質問等ありませんか。

佐々木委員： 8番の図面で〇〇〇-〇についてはおそらく農道として使っているものだと思うのですが、そのもうちょっと左の〇〇〇-〇については賃貸借をしないというふうになっていますが、ここは間違えとかではなくて事情があってということなのでしょうか。

事務局： 〇〇さんの所有地ということで〇〇〇-〇については所有権を持っていて、〇〇〇-〇についてはおそらく土地改良区とかの公的な所有権の農道という扱いになっているかと思いますので、今回の賃貸には含まれておりません。

議長： ほかに無いようですので、採決いたします。利用権設定の3番から9番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について利用権設定の3番から9番については、原案のとおり決定をいたしました。

議長： 続きまして、19ページの議案第33号、土地の現況証明書の交付について審議いたします。事務局より1番について、説明して下さい。

次長： 議案第33号、土地の現況証明書交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。平成29年10月25日提出、当麻町農業委員会会長名。番号1、地番〇〇〇番〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇㎡、申請人氏名、〇〇〇、〇〇〇〇、所有者氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、10月17日、溝渕委員、豊田委員、杉山委員が行いました。願い出のありました土地は、20ページに記載の箇所でございます。現況は〇〇さんが〇〇〇番宅地に現在の住宅を建築してから、門道路として使用している状況であり、同期間、農地として利用されていない事は明らかで、現地の状況から見て農地復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： ただいま1番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第33号、土地の現況証明書交付についての1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。原案のとおり決定しましたので現況証明書の交付をいたします。続けて事務局より2番について、説明して下さい。

事務局次長： はい、番号2、地番〇〇〇〇番、登記地目、畑、利用状況、農地以外、面積、〇、〇〇〇㎡、申請人氏名、〇〇〇、〇〇〇〇、所有者氏名、〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、10月17日、溝渕委員、豊田委員、杉山委員が行いました。願い出のありました土地は、21ペー

ジに記載の箇所でございまして、現況は、大きな樹木が生育している状況であり、〇〇〇のすそ野に当たる部分でございます。数十年農地として利用されていないことは明らかで、現地の状況から見て農地復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： ただいま 2 番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第 33 号、土地の現況証明書交付についての 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。原案のとおり決定しましたので現況証明書の交付をいたします。続きまして、22 ページの議案第 34 号、あっせんの申出者について、事務局より 1 番から 3 番について説明して下さい。

事務局次長： はい、議案第 34 号、あっせんの申出者について、平成 29 年 10 月 25 日、提出、当麻町農業委員会会長名、番号 1、住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、現況地目とも田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、申出理由は相続した農地を耕作出来ないため、申出箇所は 23 ページのとおりで、〇〇〇〇、〇〇〇〇と〇〇道路の角です。

続きまして番号 2、住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、〇〇〇〇番〇、登記地目、現況地目とも畑、〇〇〇〇番〇、外〇筆、登記地目、現況地目とも田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、申出理由は相続した農地を耕作出来ないため、申出箇所は 24 ページのとおりで、〇〇〇〇、町道〇条道路沿いの箇所です。

続きまして番号 3、住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇、外〇筆、計〇筆、〇〇〇〇番〇〇、登記地目、現況地目とも畑、〇〇〇〇番〇〇、外〇筆、登記地目、現況地目とも田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、申出理由は相続した農地を耕作出来ないため、申出箇所は 25 ページのとおりで、町道〇条道路を〇〇〇から〇〇〇〇方面へ降りた箇所です。以上 3 件です。

議長： それでは、あっせん委員を指名いたします。番号 1、〇〇〇〇の案件については、朴谷委員、窪委員、溝渕委員。番号 2、〇〇〇〇の案件につきましては、舟山委員、太田委員、わたくし、氏家。番号 3、〇〇〇〇の案件につきましては、住田委員、豊田委員、木下委員を指名いたします。只今、あっせん委員に指名されました、委員さんにおかれましては、お忙しい時期になりますが、よろしく願いいたします。続きまして、26 ページ、議案 35 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について、事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、議案第 35 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について（諮

問)、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)に係る意見の照会があったので審議を求める。平成29年10月25日、提出、当麻町農業委員会委員長名、資料1と2をご覧ください。

本件につきましては、先ほど議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について審議、承認されました利用権設定について、農地の出し手が、農地中間管理事業を活用するため、公益財団法人、北海道農業公社へ10年間の貸付を行った後に、借受希望者の中から隣接する農地の受け手に対する配分計画について、町から意見を求められているものであります。

資料1につきましては、農地を出し手から借り入れた農地中間管理機構から、担い手である農地の受け手への配分計画の概要であります。

番号1の〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの農地に対して、受け手は〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は〇〇.〇ha、賃借権を設定する土地の面積は〇〇,〇〇〇㎡、賃借権の設定期間は平成29年12月11日から、月日は未記入であります、10年後の平成39年12月であります。

続いて番号2の〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの農地に対して、受け手は〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、経営面積は〇〇.〇ha、賃借権を設定する土地の面積は〇〇,〇〇〇㎡、賃借権の設定期間は平成29年12月11日から、月日は未記入であります、10年後の平成39年12月であります。

資料2の図面をご覧ください、1枚目が〇〇さんから〇〇〇〇の案件で、赤色の〇〇さんの農地に対して、緑色が〇〇〇〇の耕作している農地であります。農地が隣接している事から適正な農用地利用配分と考えます。図面の2枚目をご覧ください。こちらは〇〇さんから〇〇さんへの案件で、赤色の〇〇さんの農地に対して、緑色が〇〇さんの耕作している農地であります。こちらも農地が隣接している事から適正な農用地利用配分と考えます。以上の事から議案27ページをご覧ください。「農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)に係る意見について(案)。平成29年10月12日付け29当農で照会のありました標記の件について、次のとおり意見を提出します。1 意見を提出する農用地利用配分計画(案)の件数2件。2 農業委員会の意見 この度、照会のあった農用地利用配分計画(案)は、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手が、効率的、かつ、安定的な農業経営を目指して行ける農用地利用配分計画(案)となっていることから、適当であると認める。」とした意見を提出して良いのではと考えてられます。以上です。

議長： ただいま議案第35号、農用地利用配分計画(案)に係る意見について町より照会がありました件について、説明がありました。ご質問等はございませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。議案第35号について原案の通り答申

することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。議案のとおり決定いたしました。町へは、農用地利用配分計画（案）についての意見として答申します。

議 長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは、本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議 長： 農業振興課

農業振興課： 10月1日新米新そば祭りを開催させて頂きました。それから10月5日に田んぼの学校の町民収穫祭が開催されました。両イベントとも関係機関のご協力と天候に恵まれまして成功に終わりました。お礼申し上げます。それと報告でございますが、今年度田んぼの学校の横に冬季栽培野菜の実証実験を行う無加温ハウスを建てる計画を持ってございましたが、国費を使う事業でございまして、事務を進めて行く中でハウスの耐用年数が14年ということでありましたけども14年間実証実験を続けなければならないということが判りまして、14年間実験を行うに当たっての経費等を総合的に勘案しまして、無加温ハウスの建設を取りやめたということでございますので報告をさせていただきます。以上です。

議 長： 農業センター

農業センター： 産米集荷の部分で組合員の皆さま方にお礼申し上げます。集荷につきましてまだ続いている状況ですが、今日現在でカントリー、一般米合わせまして193,000俵でございます。そばにつきましては199.7haの刈取りが終了してございますけども平均の反収につきましては1.42俵となっております。大豆につきましては110haありますけども、今現在で10haの刈取りが残っている状況でございます。天候を見ながら刈取りを進めて行きたいと考えております。農業センターの業務につきまして、産地交付金の部分で年内に支払わせていただくよう進めております。関係書類等を精査しながら支払いへ向けて進めて行きます。以上です。

議 長： 土地改良区

土地改良区： 特にございません。

議 長： 農協

農 協： 特にございません。

議 長： 普及センターは本日欠席です。

議 長： 共済組合

共済組合： 水稻被害調査の関係で、稲刈り後の大変お忙しい中出役いただきましてありがとうございました。今年は当麻町での水稻の被害申告につきましては4件の被害申告がありまして圃場調査全て終了してございます。これから出荷

量の方を 4 件の方に調査させていただき予定になっております。水稻収量調査につきましては当麻町で各集落内で調査していただいた中の反収が 582 kg になってございます。その時に皆さまに持ってきていただいたものを共済へ持ち帰りまして乾燥調製しましてその出た結果が 584 kg になりました。プラス 2 kg 上がりましたという結果になりました。当麻町の平均の反収が 560 kg になっておりますので、それを割り返しますと共済作況指数が 104% ということになります。これはあくまでもぜんそうさいの引き受けされている方のみの 186 点のみの反収でございますので、ご報告申し上げます。残りは全量カントリーへ搬入されています約 70 件の品質方式を選択されている方につきましてはただいま調査中でございますのでもう少しお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局係長： （事務連絡）

議 長： それでは、次回、平成 29 年 11 月の農業委員会総会の日程であります、11 月 28 日、火曜日、午後 1 時 30 分から開催いたします。お忙しい時期ですが、関係機関、委員のみなさんは、日程の調整をよろしくお願いいたします。

局 長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 9 時 47 分